

## 青森県特別支援学校就学奨励事業実施要綱

### (事業の実施)

第1条 青森県教育委員会（以下「県教委」という。）は、県立特別支援学校への幼児、児童又は生徒（以下「児童等」という。）の就学を援助するため、保護者等に就学奨励費を支給する事業（以下「就学奨励事業」という。）を本要綱に基づき実施する。

### (事業の目的)

第2条 就学奨励事業は、特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）に基づき、保護者等が負担すべき経費について、その負担能力の程度に応じた軽減を図り、もって、特別支援教育を普及することを目的とする。

### (用語の定義)

第3条 本要綱で用いる用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) 保護者等 幼児、児童又は未成年の生徒については、学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者をいう。  
ただし、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する児童福祉施設に入所中の者で、親権を行う者及び後見人がない者については、当該施設の長をいう。  
また、成年に達した生徒については、その生徒の就学に要する経費を負担する者をいう。
- (2) 校長 児童等が在籍する特別支援学校の校長をいう。
- (3) 同一生計世帯 保護者等及びこれと生計を一にすると認められる者で構成する世帯をいう。
- (4) 収入額 世帯の全員について、当該年度に納付することとなる市町村民税の課税の基礎となった前年中の所得額を基準に、一定基準により算定した金額をいう。
- (5) 需要額 世帯の全員について、毎年度文部科学省が示す保護基準等により算定した金額をいう。
- (6) 取扱要項 別に定める「青森県特別支援学校就学奨励事業に係る事務取扱要項」をいう。

### (支給対象経費)

第4条 就学奨励費として支給する経費は、取扱要項の定めるところによる。

(支給対象経費の算定基準)

第5条 支給対象経費の算定については、取扱要項の定めるところによる。

(支弁区分の決定)

第6条 県教委は、支給の対象となる児童等の同一生計世帯の収入額及び需要額を算定し、支弁区分を決定する。

(支給方法)

第7条 県教委は、就学奨励事業に係る予算を特別支援学校の校長に令達し、校長は、就学奨励費を保護者等に支給する。

(その他)

第8条 支弁区分の決定に係る書類の提出、保護者等への支給手続き等、就学奨励事業の事務処理については、取扱要項の定めるところによる。

附 則

この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年8月18日から施行する。